

「農林水産省国立研究開発法人審議会における部会の設置について」の新旧対照表

新	旧																
<p>第一条 国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、独立行政法人通則法第三十五条の四、第三十五条の六及び第三十五条の七の規定により審議会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる国立研究開発法人に係るものを処理することとする。</p> <table border="1" data-bbox="271 670 1086 1061"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業部会</td> <td>国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人土木研究所</td> </tr> <tr> <td>林野部会</td> <td><u>国立研究開発法人森林研究・整備機構</u></td> </tr> <tr> <td>水産部会</td> <td>国立研究開発法人水産研究・教育機構</td> </tr> </tbody> </table> <p>第二条～第四条 （略）</p>	名称	所掌事務	農業部会	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人土木研究所	林野部会	<u>国立研究開発法人森林研究・整備機構</u>	水産部会	国立研究開発法人水産研究・教育機構	<p>第一条 国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、独立行政法人通則法第三十五条の四、第三十五条の六及び第三十五条の七の規定により審議会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる国立研究開発法人に係るものを処理することとする。</p> <table border="1" data-bbox="1151 670 1966 1061"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業部会</td> <td>国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人土木研究所</td> </tr> <tr> <td>林野部会</td> <td><u>国立研究開発法人森林総合研究所</u></td> </tr> <tr> <td>水産部会</td> <td>国立研究開発法人水産研究・教育機構</td> </tr> </tbody> </table> <p>第二条～第四条 （略）</p>	名称	所掌事務	農業部会	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人土木研究所	林野部会	<u>国立研究開発法人森林総合研究所</u>	水産部会	国立研究開発法人水産研究・教育機構
名称	所掌事務																
農業部会	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人土木研究所																
林野部会	<u>国立研究開発法人森林研究・整備機構</u>																
水産部会	国立研究開発法人水産研究・教育機構																
名称	所掌事務																
農業部会	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人土木研究所																
林野部会	<u>国立研究開発法人森林総合研究所</u>																
水産部会	国立研究開発法人水産研究・教育機構																